

議案第10号

**令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算**

令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計
予算は、次に定めるところによる。

令和7年2月20日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 大柴 邦彦

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,739,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借
入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算
の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと
定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合におけ
る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日 原案可決